

《論説》

地価問題と北海道の税務行政組織（12）

西野 徹 雄

目次

はじめに

第一章 札幌・函館・根室税務管理局の時代

一 租税徴収の制度の整備の試み

二 税務署の前身の時代

三 税務署の発足

(一) 日清戦争後の租税をめぐる事情

(二) 税務署設置構想

(三) 税務署の発足（以上、17号）

四 税務署の時代

(一) 明治32・33年税制改革とその対応

(二) 営業税問題と税務施行上の諸施策

(三) 地租問題と北海道の特例（以上、18号）

(四) 税務管理局から税務監督局へ

——税務署全廃論と北海道の住民感情——

A 北海道の住民感情と参政権

B 税務署全廃論と行政整理

(五) 税務管理局時代の経済と税務行政

——まとめにかえて——（以上、19号）

第二章 税務監督局の時代（その1）

(一) 明治37年改正までの時代

(二) 明治38年改正（第二次増税）

(三) 日露戦争の税制整理

(1) 税法審査委員会の発足（以上、20号）

(2) 税法審査委員会の審査

(3) 税法整理審査会の審査

(4) 宅地地価修正（その1）

① 税収の状況と地租の状況

② 税法審査委員会での地租論議

- ③ 税法整理案審査会での地租論議
- ④ 宅地地価修正法案（第一次）
- ⑤ 宅地地価修正法案（第二次・第三次）
- ⑥ 宅地地価修正法案（第四次）
- ⑦ 地租条例の改正

(四) 明治41年・43年の税制整理

- (1) 明治41年の税制整理
- (2) 明治43年の税制整理（以上，21号）

(五) 宅地地価修正（その2）

(六) 塩業整理

- (1) たばこ専売
- (2) 塩専売と塩田整理

(七) 宅地地価修正をめぐる新聞報道

(八) 北海道における開拓と地租を中心とする税務行政（以上，22号）

第三章 地価問題とその後の税務監督局

——税務監督局の時代（そのⅡ）——

- (一) 明治から大正へ
- (二) 臨時制度整理局の税制整理案（以上，23号）
- (三) 税制整理の実行と第一次世界大戦（そのⅠ）（以上，24号）
- (四) 税制整理の実行と第一次世界大戦（そのⅡ）
- (五) 地価問題の発生と展開（その1）（25号）
- (六) 地価問題の発生と展開（その2）（26号）
- (七) 地価問題の発生と展開（その3）（27号）
- (八) 地価問題の発生と展開（その4）（本号）
- (九) 税制整理の実行（以下，次号）
- (十) 土地賃貸価格調査
- (十一) 臨時財政経済調査会
- (十二) 大正時代の税務行政（まとめ）

第四章 税務監督局の時代（そのⅢ）

——昭和時代前期——

第五章 財務局の時代

——第二次大戦期——

第六章 国税局の時代（そのⅠ）

——昭和時代後期——

第七章 国税局の時代（そのⅡ）

——平成時代——

第八章 税制改正と税務行政の変遷

——まとめにかえて——

（八）地価問題の発生と展開（その4）

①地価問題の理論的背景

地価問題は、当初は旭川区に端を発した問題であり、しばらくは、旭川区中心に影響はとどまっていた。地価問題が北海道中に広がったのは、大正4年に角田村におきた騒動からである。地価問題の舞台となった角田村は当時の模範町村であり、「適正課税」と「納税意識の昂揚」を併行させて推進していた町村であるが、平成元年に新しく編集された「栗山町史」でも、地価問題は、とりあげられていない。それまでに発行された町史でも、地価問題はとりあげられていない。角田村には多くの大農場があり、北海道の開拓を荷う多くの人々が農場を持っていたし、皇族が盛んにおとずれる模範農村であった。そうした状況を正面からとりあげるならば、北海道の開拓に多大の影響を与えかねない地価問題について、もう少し「栗山町史」も言及してもよかったのではあるまいか。

その間、「地価問題」について、「北海タイムス」は「地価問題」を重点問題として取り扱い、報道を重ねてきた。たとえば、第一次世界大戦の影響による急激な経済膨張が村財政にも影響を与えたため、住民負担の増加が必至となったとき、角田村の村会でも住民負担増加が問題となっている。既に大正2年の大冷害・凶作に対しても、議員提案による村税軽減が行われているから、角田村では、住民が税負担に対し神経質になったことが、うかがえる。これらの動きを、「北海タイムス」も報道している。

大正6年1月、角田村の村会に、「経費の膨張は認めるが、住民負担はそのままに据置き、財源捻出は別途に考えるべきである。」として、議員提案による建議案が提出され、可決された。この建議書の中で、「特別税反別割ニ対シ多額ノ増徴ヲ行ヒ歳出ノ調和ヲ得ムトスル計画ニ出テアリ。然ルニ本村特別税反別割条例ハ前年改正ヲ行ヒ少ナカラズ課率ヲ昇騰セシメタルモノニシテ、夫レサハ既ニ負担重キニ困シム有様ナル而已ナラズ大正六年度ニ於テモ地方税反別割増課アリ。而シテ各地共前年ニ比シ収益ノ増進シタル事実モ無キニ本年又更ニ条例ヲ改正シ増課ヲ計ラムトスルガ如キハ到底民力ノ堪

へ得ル処ニアラズシテ、延イテハ地方産業ノ発達ヲ阻害スルノ恐レナシトセズ。」として、従来の例により一般基本財産の蓄積を停止し、本年度一般会計へ844円を繰入し、一般の負担を軽減し民力の休養を計るべきとしている。この決議は、村会議員14名の提案になるが、提案者は地価問題で登場する人々でもある。さらに、特別税反別割は将来、地租に連動する（反別割は、一種の付加税である。）ところから、前年の改正及び予定されている改正は、地価問題における地価査定に連動しているということが出来る。したがって、この決議は、地価問題を背景にして理解されるべきである。すなわち、地価の査定による負担の上昇を抑えたいという人々の要求が、この請願であった。

けれども、泉鱗太郎村長は増税の条例改正を提案しているわけで、村長としての立場から増税を提案している。それだけ、角田村の財政は苦しかったと考えられる。⁽⁴⁾ だからこそ、地価問題の拡大のきっかけとなった空知税務署長への陳情には名前を連ねたものの、泉鱗太郎の名前は、地価問題の中では、出なくなってしまう。なぜなのであろうか。

一方、北海道の政治家（国政レベルだけでなく、地方レベルの政治家を含めたすべての政治家）は、地価問題の中で盛んに発言し行動していることは、「北海タイムス」の記事に明らかである。

地価問題の理論的主柱となったのは、「北海タイムス」の社主であり、大正2年（1913年）に札幌区長となった阿部宇之八である。阿部宇之八は、地価問題の時期に札幌区長をつとめているので、札幌区における地価問題の当事者であるから、もっと発言してよい。「北海タイムス」でも、札幌区は空知税務署管内ほどは、地価問題に関してはもめていない。もちろん、一回に約15行でいどの記事は何件かあるし、札幌税務署管内でも黒田参事官の現地視察もなされている。したがって、「北海タイムス」の記事以上に、札幌区でも地価問題がくすぶっていることは確実であるが、「北海タイムス」は、札幌区の地価問題については短くしか報ずることはなく、空知税務署管内の角田村を中心に報じた。国税と地方税の位置づけから、板バサミとなったのであろうか、角田村長及札幌区長の立場として両者は、税務監督局や税

務署との面談では、ほとんど登場しない。登場するとしても、地方税当局の代表者であり、地主会とは別に国税に付加する税の当局者として立ち会っていると考えられる。とくに、泉鱗太郎は、地主（納税義務者）としてよりも、地価問題に関し最初の陳情書以来、名が出てこないことからみて、課税当局としての意識が強かったと、判断できよう。

阿部宇之八は、これに対し、課税当局としての意識よりも道庁や国の「失政を敢然として攻撃する評論家」⁽⁵⁾であるように思われる。阿部宇之八は、郵便報知新聞社が全国募集した国税・税法改正に関する論文に応募し、一等に当選している。その論文の中で、阿部宇之八は、(土地に) 国税の重点がおかれているため農民の負担は重く農業の発達がはばまれるとともに商工業の振興も停滞しているとし、地租の軽減に見合うものとして家屋税・営業税・歳入税の新設を提唱するとともに、国税・地方税の「国民の歳入」に対する比率が低い国ほど国情が安定しているとしている。この論文は、「阿部宇之八伝」⁽⁶⁾に収録されているが、国民所得の租税負担率という概念を明治時代に導き自己の論拠としていることは評価されよう。

しかも、阿部宇之八の論文でいうところの営業税は、商工諸業者（商業・工業・雑種業）に課税されるものである。そして、この営業税は、売上金高・手数料・貸付金利息等に課税される外形標準課税の税であって、所得税の範囲のものである。また、所得税と考えるべき歳入税をも阿部宇之八は提案している。歳入税は、官吏・医師・代言人・会社役員・富有者に対し、永世歳入（甲種：土地・家屋・その他不動産、乙種：公債証書・諸株式その他私債証書、丙種：商業工業より生ずる歳入）及一時歳入（丙種：諸職業、丁種：土地耕作、戊種：俸給及び年金より生ずる歳入）から租税その他必要の経費を控除した純歳入に対し、永世歳入は5分、一時歳入は4分の率で課す。課税対象となる歳入について、四段階にわけて超過累進的に課税対象としている（すなわち、100円以下は免税、101円以上300円以下は100円を除き其の残額に、301円以上800円以下は50円を除いた残額に、801円以上は金額に課税）。その他、申告課税を原則とし、減額及び払戻を請求すること、歳入調

査委員を置くこと（町村毎5名。戸長，町村会議員，老農商工2名よりなる），原則として歳入主より徴収するが，会社役員を始めすべて一般の雇員にかかる分は便宜を以て雇主より徴収することを認めていること（＝源泉徴収に相当する）など，現代の所得税のシステムと同様のシステムを提案して⁽⁷⁾いる。このうち，歳入調査委員制度は，地価問題で活動する人々に大きな影響を与えている。これまでの記事で，調査委員制度が突如でてくるようであるが，関係者は，これらの制度構想を頭においていたわけで，調査委員制度が突然現れたとはいえない。

さらに，阿部宇之八は，北海道物産税についても前5年間の収穫高を平均し，其の5分に当る見合をもって金納に改め漁業着手前に徴収することを提案したことも，北海道水産税への改組に影響を与えたことの一つである。⁽⁸⁾また，醬油造石税及海関輸出税の廃止も提案するなど，この「国税，税法改正案」は，北海道をめぐる税制改正に大きな影響を及ぼしている論文であることは，明らかである。

阿部宇之八は，北海道に地租条例を施行する所謂地租問題に関し，地価修正会の委員として明治38年から39年にかけて上京し運動を重ねるとともに，明治39年に1月の「理由書」（明治39年1月16日付「北海タイムス」に掲載のもの）を執筆している。⁽⁹⁾この「理由書」が明治38年から39年にかけての北海道宅地租問題において受け入れられたわけで，阿部宇之八はその問題の中心人物でもある。

その頃，阿部宇之八は，「北海道開拓事業拡張意見」を執筆するほか，明治20年から「北海道毎日新聞」の経営を始め，明治34年9月に「北海タイムス」を創刊している（のち，「北海タイムス」が他紙を吸収し，昭和17年に「北海道新聞」となる）。この「北海タイムス」の経営を一緒にしたのが東武である。そのほか地価問題において活動している吉植庄一郎も，同じ新聞界の人物である。⁽¹⁰⁾こうして考えていくと，阿部宇之八は，北海道の「地価問題」の納税者を支援する理論的バックボーンである。

阿部宇之八は大正2年（1913）8月に札幌区長となり，2期つとめた中で

発生した「地価問題」に地方税当局の責任者としてめぐりあったわけである。となると、「地価問題」について、「北海タイムス」で集中的にとりあげさせ、他の人々の主張を掲載させたものと考えられる。すなわち、法定地価に連動する地方税について、地方当局者として受けいれざるをえないながらも、裏から応援したわけであり、裏の主人公として、存在したのが阿部宇之八であったと評価することができる。

だからこそ、黒田参事官の来道と調査活動を詳細に報道したのである。黒田参事官の離道とともに「地価問題」についての報道が影をひそめた（地価調査委員会が発足するまであまり報道されなくなった）のも、政友会や他の政党も新しい調査委員会制度の樹立を支持するようになり、黒田参事官を含めた大蔵省幹部の意向が、政友会寄りになったと見通せるようになったからであろう。現に、大正7年2月5日に寺内内閣が税制改正案に関し政友会と対立した翌日（2月6日）に勝田蔵相が政友会案に同意した。こうした動きは、すでに、黒田参事官の北海道滞在時に感触が得られていたはずである。

もちろん、税務署の地価査定作業は、その間にも法の趣旨にのっとって着実にすすめられていたのであるが、地価問題という大騒動を経験した当事者にとってみれば必ずしも強硬一本槍ではうまく行かないことはわかっており、自然と「妥当な線」に落ち着いた結果となったのであろう。だからこそ、地価査定作業が比較的順調に進行し、報道されるような紛争も比較的発生が抑えられる結果となったのであろう。しかし、税務署側の資料の中には、「手かげんした」との記事がないのは、いわゆる「合法性の原則」からいって当然である。だからこそ、この当時の関係書類をみても、「手かげん」した旨の記事は、見かけられないのである。

②調査委員会制度の成立

黒田参事官の離道後も、各税務署において地価査定が続けられたことは前述のとおりである。その際、他の土地との権衡をとること、紛糾を避けるため慎重な査定がなされたこと等から、残された資料からみる限り、北海タイムスで報道されてきたような極端な査定は少なくなったようである。

帝国議会において、官民組織の調査機関を設置すること、及び土地免税期間中の開墾の土地にかかる地価据置年期を設定することについて建議がなされたことも前述した。黒田参事官の来道も、これに伴う対応策であるから、本省帰着後に、何らかの検討が重ねられたことは確かである。しかし、北海道内の土地の権衡をとるだけで事は済まず、東北の各地のみならず、全国に波及することは、必至である。そのため、慎重な検討が大蔵省本省内で重ねられたことは確かであるが、現段階では確実な資料を入手できない。

租税法律主義を貫徹する立場からいえば、さらに税制改正審査会を明治38年に設置した立場からいえば——法律を提案すべきである。そうなると、全国的に委員会を設置することになるが、寝た子をおこし地価法定をゆるがしかねない。そうでなくても、地価修正には手間・経費・時間がかかるし、地価修正法案の帝国議会通過が一筋縄で行かないのは、過去の経験で明らかである。法律案を出すとしても、北海道だけ出すのは寝た子（他の地域）をおこす。だとすれば、大蔵省令で北海道だけを対象とする調査委員会制度をつくるのが、よいのではないか。ただし、地価据置期間の延長については、法律を出さざるを得ないが、対象を北海道に限定するし、納税者にとって酷になるものでもないので、反対は少なからうし、めだたないであろう。こうした発想が書かれたものはないが、役人としてはごく自然な発想であり、現代においても通じる考えである。となれば、租税法律主義というものを意識することの少なかった大正時代の官僚にとっては、ごく普通に考え、実行したであろう。したがって、その後も、関係者や政治家が東京で陳情活動をして(11)も、こうした本音を示すことがなく、容易に意向を示すことがなかったのは無理ではないし、それが官僚というものである。

ついに、大正7年1月中旬、法律案を議会に出すことになり（＝他に法律案を通す必要があり）政友会幹部と大蔵省との間で内交渉がおこなわれたと、「北海タイムス」は報じている。(12)それによれば、当局は北海道人の希望を容るる大方針を定め各税務署は官公吏と地方有力者とより成る系統的調査機関を設立し公平画一地価均衡を計り尚地目変更に関する地価据置の法律案を今

議会に提案し全部前議会建議案の主旨を認め且道民の希望に副むとする旨のごとくなりとしている（下線部は、北海タイムスの記事中、太字の部分）。

それまで、「北海タイムス」では、憲政会北海道支部総会（大正6年10月20日）の⁽¹³⁾記事、北海道会における⁽¹⁴⁾俵長官の答弁、大正6年12月17日の地価均⁽¹⁵⁾衡正有志会総会の報道の記事ぐらいしか、地価問題に言及するものはない。それだけ、水面下の接衝が続けられ、他方、戦費の調達が重要課題となり、増税に政界の関心が移っていた。

大正6年末で増税が検討されたものは、「北海タイムス」によれば、⁽¹⁶⁾酒煙草税、清涼飲料税、所得税、石油税など多くの税目がある。しかし、「北海タイムス」においては、増税の記事は少ない。

「明治大正財政史」第6巻によれば、明治6年12月25日に召集された第40回帝国議会（大正7年3月27日閉会）に⁽¹⁷⁾提出されたのは、所得税・酒税の増徴、砂糖消費税及織物消費税の改正（飴・メリヤス・フェルトにも課税）、自家用醤油税の改正（制限石数の改正）、通行税・石油消費税の全廃、戦時利得税の創設である。このうち、製造煙草の各品種については平均1割7分3厘の引上げがなされたものの、立法を要しないため、大正6年12月に引上げが行われている。郵便料金の引上げも計画されている。これらのすべての増税により、政府は、大正7年度分2242万余円（平年度分5030万余円）の増税が見込まれている。なお、戦時利得税法の中で、船舶・鉱業権の売却による利得（すなわち、譲渡所得）を課税対象にしているが、新しい試み（＝日本におけるキャピタルゲイン課税のはじめ）であるにもかかわらず、新聞では、とりあげられていない。もっとも、「明治大正財政史」の記述も、単調である。

これら一連の増税は、衆議院で大論争をおこすことになるが、まだ、提出当時は静かな状態にある。

その原因としては、政治家だけでなく、社会的にも、外国のできごと、それが日本に及ぼす影響に関心が移っていたことが大きい。大正6年は、ドイツの無制限潜水艦作戦宣言（2月）、ロシア2月革命（3月）、アメリカのド

イツへの宣戦布告（4月）、ロシアのケレンスキー内閣の発足（8月）、孫文による南北二政権時代（9月）、ロシア10月革命（11月）と、実にあわただしい時代であった。そうでなくとも、海をへだてた隣国ロシアの激動の嵐は、北海道を直撃し、ロシアの動きに関する「北海タイムス」の報道の詳しさは、中央における朝日新聞や読売新聞のそれに決して劣ることはない。黒田参事官の離道後は、ロシアを中心とする外国の激動に地価問題が、のみこまれてしまったと、いってもよい。連合軍は、ドイツと単独和平を結び、帝国主義・資本主義を容認したロシア・ソビエト政権を容認できず、日本にとっても、天皇制とあいられない社会主義革命のシベリアへの波及は重大な脅威となっていた。そこから大正6年12月の段階で外相がシベリア出兵論にかたむいていたといわれているから、北海道は兵の供給先になるといってもよく、なおさら、ロシアの動きに神経質にならざるをえなかった。

この中で、大正7年1月21日、大蔵省令第2号をもって、北海道土地調査に関する件を公布し、地価調査委員会を設置した。⁽¹⁸⁾「明治大正財政史」第6巻は、次のように経過を説明する。⁽¹⁹⁾すなわち、北海道特別免租年期明地に対する地価の改正にあたっては、原則として類地比準の方法に依ることを得ざる以上は既定地価全部を修正し、この修正地価に比準し地価を設置するのが理想的であるが、多大の経費と日数を要し実行は容易でない。そして、大蔵省は将来年期明となるべき土地に対してのみ全道を一貫したる衡平確実な地価を設定する方針を決定し、これを受けて札幌税務監督局は大正4年及5年において全道の地価整済事業を行った。まず、国郡区町村の等位を定め更に民有地田畑各筆毎にその優劣を表示すべき等級を調査し、それに基づく規定の収穫量及収入に対し北海道における特殊事情を斟酌して低減すべき割合を定め、各区町村に於る適用段階を決定、これを新に年期満了したる土地に対し順次地価の改定を行うことにした（これがちょうど乙竹仲太局長の時代である）。もっとも、設定有地価地が多く、将来地価設定を要する土地が比較的少なく市町村（305区町村中82町村）は等級調査を省略し、だいたい既定地価に比準した。宅地についても同様の方法にもとづき、類地比準の方法に

よることなく、明治43年宅地地価修正法実施当時調査せる材料により相当の斟酌を加えて地価を設定してきた。〔ここまでは、類地比準を行っていないといってよく、当時の材料にもとづき相当の斟酌を加えたのが地価である〕。上述の北海道地価整済事業は時宜に適したものであったのにかかわらず、たまたま米価下落の際であったこと、地価引上等と誤解した者があり、空知・上川・札幌の各税務署管内の地主が訴願を提起し、新に北海道地価衡正規成会が組織され、地方の大問題となった。大正6年第39回帝国議会（大正6年6月21日召集、7月15日閉会式）において、衆議院議員中（＝北海道選出）より①北海道地価設定のため官民組織の調査機関を設置すること、②北海道土地免租年期中において開墾せんとする者に法律案を提出せんことを希望する旨の建議案が提出せられ可決をみた。政府は、この必要を認めたからであるとする。

これをみる限り、乙竹局長は、本省との決定を確かに実行したにすぎないし、類地比準の方法は原則としてとられていないし、明治43年の宅地地価修正と同様の方法をとったのにすぎない。ただし、米価が下がったことを十分に評価しなかった（＝大正7年の米騒動がおきていない）こと、空知・上川・札幌には有力地主が多かったこと、それらの有力地主が政友会系であり、かつ「北海タイムス」という有力メディアをかかえていたことが、問題を大きくしたと、いえよう。とはいえ、地価問題の理論をうちたてて、そのきっかけをつくった人が、札幌区長、角田村長であり、地方行政の責任者であること、政友会系の人物がいるとはいえ、政友会では必ずしも有力であるとはいえず、さらにはロシア革命という問題に遭遇し、予算・人子という大要因が加わったのである。

そうした制約から、調査委員会をつくることになったものの大蔵省令で措置されたのは、やむをえない。少なくとも、こうした調査委員会制度が、他の税目で作られても、つくること自体が少なく、作られても法律によることをかんがえると、地主ががんばった成果であると判定されよう。とはいえ、大蔵省令で調査委員会を設置したことは、租税法律主義のうえからは法律で

措置すべきであった（大日本帝国憲法においてもそれが妥当する）。なぜなら、郵便料金が郵便税からの沿革があるとはいえ引上げには立法措置が必要であるのに対し、製造煙草の引上げには立法措置が必要でないというのは、一貫しない。また、北海道に調査委員会をつくるということは、他の地域とのバランスを欠くとともに、納税者の権利救済やデュープロセスにおいて、問題が大いに存する。いずれにおいても、この地価問題は、現代における土地や株式の評価の問題、財産評価基本通達第6項の問題に通ずる問題である。

この大正7年大蔵省令第2号により設置された地価調査委員会は、各税務署所轄内におかれる諮問機関であり、定数は9人（うち官公吏3人、および区長町村長又は戸長の推せん者中の互選者6人）よりなる。したがって「北海タイムス」が指摘するごとく、⁽²⁰⁾ 税務署長がこれを無視すれば無視できるのであり、この運用が大いに問題となる。しかも、互選される前の地価調査委員候補者の推せん権は地主会にはない。また、候補者中の互選ではその間よけいな争いを生むことが予想されている。さらに、税務署では、4月には営業税調査会があり、7月には所得税調査会がある。その中間に地価調査委員会があり、その資料（＝調査書）をつくることは、大いな事務量をうんだことは容易に想像できる。「北海タイムス」が1税務署あたり2～3名の人員の増加が必要である（当時の税務署の平均からすると、約3分の1の増員が必要であろう。北海道にある税務署は、他の府県にある税務署より小さいので、必要な増員のウェイトは、より高くなる。）とするのは、当然である。しかし、現実にはほとんど増員されていない。

さらに、地主会は、この問題について、建議案当時の約束を果したるは誠意ありと評価し、大体において地主にとって有利であり、将来地価総額約1億円と推定せらる北海道にあって、将来の適正な地価を設定すべき基礎が確立したのであり、道民にとってこの上もないことであり、まずは道民にとってこの上もないことであり、道論の勝利である⁽²¹⁾と、する。

たしかに、地主にとって勝利であると、一応言うことができる。しかし、その勝利は北海道に限るものであって、他の府県の地価査定との評価不均衡

は是正されていない（これは、大蔵省や政党の責任である。）。しかも、委員会を有効ならしめる課題解決策は示されていない。これも、大蔵省の責任・課題となり、大蔵省は、適正な地価査定、適正な地租課税をめざす努力を荷うことになったのである。

③田畑地価修正の準備調査

適正な地価査定⁽²²⁾の準備として、田畑地価調査費を3ヶ年度にわたり継続費として93万5401円を予算に計上している（7年度年割額30万円）。この地価問題は、北海道に限らず公課の負担の不公平を訴える者が全国に続出し、田畑地価の根本的修正の要望が連年建議又は請願となっていたものの一例（しかも、最大のもの）であった。そこで、政府は全国田畑地価不権衡の状態及程度如何、根本的地価修正の要ありや否や、修正をなすとせば如何なる方法を採るを可とすべきや、その所要経費の見込額如何等につき、概括的な調査を行い、これら大問題の解決の方針を定めることとした。したがって、「北海タイムス」に書かれた93万5千余円の継続費は全国の総額であると考えられる（外に臨時事件費として41万円余があり、したがって合計134万6千余円となる）。田畑地価修正の準備調査のため、新たに主税局に地価調査課（課長は勝正憲が兼務。実質的には庄田梅吉事務官が責任者をつとめている。）⁽²³⁾を設け、各種の統一的調査を行うことになった。各税務監督局及税務署に臨時職員を計339人増置した。北海道の地価問題の大きさからいって、相当程度の臨時人員が北海道に置かれたことはまちがいが無い。（空知税務署では7年6月27日に7人、8年4月12日に2人、9年4月15日に1人設置され、9年12月には30人定員の税務署となった）。

田畑地価修正の準備調査は大正7年8月より着手され、大正10年3月におわった。この地価修正は、全国の土地を1筆ごとに改めて測量し完全な地籍図を調査し、1筆毎に小作料を調査しその結果に基づき地価修正を行うのが理想的であるが、そのためには、10年の歳月と約1億4千3百余万円を要する。次善の策として、一筆毎の面積改測を省略し、現存の土地台帳に登録された段別により小作料を調査し地価修正を行う方法も5ヶ年4千7百余万円

を要することから、結局、田畑地価修正の本調査は行われなかったが、その熱意は大正15年の土地賃貸価格調査法につながるようになった。大正7年8月に始まった田畑地価調査は準備調査ということになったものの、これによって得られた資料は、賃貸価格調査の有力な資料となった⁽²⁴⁾。この意味で北海道の「地価問題」は、「土地賃貸価格調査法」に結びついたものとして評価することができる。いいかえれば、「地価問題」は、「第二の地租改正」である「土地賃貸価格調査法」の第1歩になったと評価することができる。その意味で、大蔵省との間で決定された方針にもとづいて地価査定をすすめていたのにもかかわらず、意にそわない異動をさせられた乙竹仲太札幌税務監督局長は、大いなる功績をあげたと評価されてよい。

④地種変更免租年期法律案

年期明けの土地の地価について、地主会側の主張がほとんど受けいれられる形で地価調査委員会制度が導入されたが、残る課題が免租年期明けに対する法律的措置である。この点について、衆議院で可決された建議でも法律的措置をとることが書かれていたので、地種変更免租年期に関する法律案を大正7年2月第40回帝国議会に政府が提出したことは、前の建議を誠実に守ったといえよう。

地種変更免租年期法律案は、議員提案を地主会は考えていたが、内閣は建議を尊重し、内閣から提出されたので、地主会は喜んだ。ただし、所得税法改正法律案等の増税法案（郵便料金の引上げを含む郵便法改正案も）1月24日に第1読会を開いたのに対し、地種変更免租年期に関する法律案は2月14日に第1読会が開かれたのであり、予算関連法案とは扱われていない。政府委員は、衆議院本会議において「北海道に於きましては、各種の特別年期を有って居る土地があります、此免租年期を有って居ります土地に対して、開墾又は開墾に等しき労賃を加へました場合に於ては、特殊の免租年期を與ふ必要があります、是に依て本案を提出致しました」とのべている。ここでは、地価問題は直接言及されておらず、北海道には特殊年期を与える必要があると述べたのにすぎない。政府としては簡単に述べたのは慣例からやむ

を得ない。

この法律案は2月18日の委員会において、審議が始められた。政府委員は、北海道において特別な年期を有する土地に対し開墾又は開墾に等しき労費を加えて地目変換を加えた場合がある、その場合は地租を課するに至りたる年より20年以内の地種変更年期を許可する、なお、地種変更免租年期明けにあたり、地味成熟に至らざるものに付いては年期延長を許可するも合計して35年を超えない(=延長は15年を超えない)と、説明している。

これに対し、委員の中から府県は最大50年になるのに北海道が35年にとどまるのは北海道にとって酷ではないのか、延長は何年程度を考えているのか、地租条例の附則には特例があるのに本法律案には何故特例がないのか、地租条例の附則に特例を設ける余地はないのか、地価調査会が意見を出さなかったときにどうするのか、土地の事情が相当に異なるときはどうするのか、北海道府県田畑地価一貫等級表は民間と意見を異にするので何にもとづき調査するのか、委員の定数を増やすべきでないのか等の質問がなされた。政府は、北海道の年期延長を府県より10年とちぢめたのは種々調査した結果、それが相当であると判断したこと、運用の妙を得るため内訓を出すこと、附則の特例を適用することは難しいこと等答弁している。⁽²⁶⁾

大正7年2月20日、第2回委員会が開かれた。委員からは適用期間がなぜ10年間に短縮したのか、調査上よるべき方針を示すべきではないか等の質問がなされている。ここでも、田畑地価一級等級表を北海道に適用すべきでないとの主張が述べられている。政府委員の答弁が一部保留されたため、さらに委員会が開催されることになった。⁽²⁷⁾

大正1年2月27日にも更に委員会が開かれたが、結局、懇談会となってい⁽²⁸⁾る。これは東武からなされた質問、すなわち、本法案発布前の不公平を幾分でも緩和するのにかなる故障があるのかという指摘にあった。これに対し、政府委員は、北海道に対してできるだけのことをしたのであること、仮に附則をつけて地価設定せられぬものの救済ができて今度は地価設定されたものの救済ができなくなること、従前通り20年とすれば結局55年になる可能性

があると答弁している。黒田参事官も、これ以上の便宜は困難であると、のべ、地主会と一線をひいている。

結局、3月1日に開催された衆議院の委員会は、東武から提出された修正動議を可決した。政府委員も結局同意したのである。「本道施行以前已に地租を課すべき土地となり未だ地価の設定なき者にも之を適用する」とする修正⁽²⁹⁾であった。結局、政府は根負けしたことになるが、他の増税法案との取引の材料にもなった。貴族院の提案理由説明においても、この点について、明治34年法律第30号の附則第1項と同じ趣旨であり、そこには法律の施行を既往に遡らせるという規定がある、すなわち、本法施行前に既に年期明けとなっており所土地であり未だ地価の設定ができません又は修正のなきものに対しては遡って之を適用するというのがあるが、北海道の土地に於ても相当すべきものが幾分あるところ、内地に於て之を許してあるので、北海道に於ても之を許すを適当と認めて衆議院の修正に同意したと、大蔵大臣は述べている⁽³⁰⁾。要するに、内地に於ても許しているので北海道においても之を許すことにしたと答えたのにすぎない。本法案は3月2日に衆議院で可決されたことを考えると、政治的決着の一つであろう。3月12日ようやく大正7年度予算が成立し、3月20日に衆議院議員選挙法改正議案が撤回又は否決されたことも参考となる。それだけ多くの案件をかかえており、一つでも解決する必要があったということである。他方、北海道においては、政党は無憂慮に通過せしめたるきらいがあるも、成立は至幸であり、懸案をもっとも有利に解決したとしていることは、的を射ている⁽³²⁾。

地種変更免租年期に関する法律案は衆院を通過した3月2日に貴族院でも提案理由説明がなされ、3月23日に貴族院委員会を通過し、3月25日に貴族院で第2読会・第3読会を省略し成立した⁽³³⁾。なお、所得税法改正案は貴族院を通過し、3月23日に公布されているので、地種変更免租年期に関する法律案は、順調に貴族院を通過したといえよう。現に、委員会議録をみても、貴族院では衆議院ほどもめていない。「北海タイムス」でも、貴族院での審議状況については1回しかふれられていない⁽³⁴⁾。

貴族院では、委員会を、まず3月14日と18日の2回開いたが、大蔵出身の仁尾惟茂委員⁽³⁵⁾より難しい質問が発せられた。この答えは、3月20日の懇談会（第3回委員会に回答がされたものの、さらに質問がなされたため、結局流会となったもの。）でも解決していない。質問を要約すると、(i) 土地を払下げるのは、いろいろの法律によりなされているが、すべて一律に特別変更免租年期を与えるのか。(ii) 当初与えられた特別免租年期中に開墾もしくは地目変換をしたならば、開墾のもしくは、地目変換の時から起算して20年以内の地種変更免租年期を与えてしかるべきでないか。そうでないと早く開墾したものとの間に不公平を生ずるのではないか。(iii) 地価据置年期もしくは繰下年期であれば最初に30年、その後地味が熟しないと20年、合計50年であるのに、この法案は、地種変更免租年期に対し最初20年を与えて、地味が熟せぬときは更に延期して15年を与え合計35年となるのはどうかということであった。これに対して、大蔵省は、相当詳細にケースをわけて答弁している。全体として眺める限り、地租の特別の年期について、その時、その時に対応したこともあり、整合性がとれていないことを、質問者は言いたかったのではないか。空知税務署では、この追加された附則に該当するケースがあり、それをふまえて各種の建議となったと考えられる。だとすれば、こうした食いちがいを追及されても大蔵省は困るだけである。

この難問による混乱によって法律案が審議未了となることをおそれた東武代議士は、貴族院の各方面と折衝している。その結果、法律案は、委員会開催可能な最後の月曜日である3月25日に委員会を通過、同日の本会議（最後の本会議すなわち閉会式直前の本会議）に上程され、可決、成立したのである。

地種変更免租年期法案は、過去の種々の難問の都度の解決策と同様、地価問題を解決するための法律にすぎず、同種の事例をすべて解決しようとした法律案ではない。地主会と似た要素を共通的に保有している貴族院が結局可決成立させた法律案が、地種変更年期に関する法律案なのである。貴族院の性格については多くの研究があるが、その研究材料にあがるような法律案で

はない。たとえば、「地価問題」の時代を扱った西尾林太郎「大正デモクラシーの時代と貴族院」⁽³⁶⁾においても、この法律案はとりあげられていない。むしろ同じ会期でとりあげられている衆議院議員選挙法案（途中に衆議院で否決又は撤回された。）が、そうした研究にふさわしいと評価されている。

⑤所得税法等の改正

地種変更免租年期に関する法律案が審議中に何日間かの棚上げ状態を経て審議された要因の一つに、衆議院議員選挙法案および多くの税制改正案と第一次世界大戦に伴う国防充実のための予算計上と必要財源の確保のための諸施策があった。「明治大正財政史」によれば、大正7年度予算案は、前年度施行予算額に比し大幅な不足を生じ、前年度剰余金より2,660余万円を繰り入れても1,470万余円が不足することになるほか、陸海軍関係で多額の継続費を生じた。そのため、政府は、国債償還額を減額するほか、租税収入・専売益金・通信収入の三者で必要財源を確保する必要が生じた。そのうち、専売益金の増収については立法を要しないとして大正6年12月に製造煙草の各品種につき平均17.3%につき定価引き上げを行った。そこで、租税収入及び通信収入⁽³⁷⁾についての立法措置が必要になった。このことは、多くの新聞において、増税予算が明らかになるや盛んに論じられるに至っていた。このことは「北海タイムス」⁽³⁸⁾においても同様であり、地種変更免租年期に関する法律案の審議や大正7年1月21日の大蔵省令の制定においても影響を及ぼしていたことは確かである。

まず、政府は第一次世界大戦のため多額の経費を臨時事件費として支出していたが、当初は国庫剰余金でまかなっていた。が、将来国庫剰余金のみ reliant ことができなくなり、他方、産業界に巨額の利得を得るものが多数にのぼったため、臨時利得税を創設し、時局の影響により増加した利得に課税しようとした⁽³⁹⁾。範囲は①第1種所得税を課すべき法人の利得、②第3種所得税を課すべき所得（ただし、俸給・給料・手当・歳費・年金・恩給・退職料を除く）、③船舶・鉱業権等の設備の売却による利得で、法人の利得の20%個人の利得の15%に課すことを当初想定していた。これに対しては各政党とも

反対せず、ただ政府案が個人の利得が3千円未満のときは課税せざるとしていたのに対し、議会では利得3千円未満をすべて免税とすることとされた。注目すべきは、船舶や鉱業権の売却利得に課税することは、キャピタル・ゲイン課税の始まりであるにもかかわらず、反対がなかったことである。臨時利得税であるほか、船成金が目立っていたことが関係していると考えられる。

所得税法について、政府は、第1種所得は2割、第2種所得中社債は5割の引上げを、第3種所得は税率に於て約2割の引上げを提案するとともに、小所得者の負担を軽減する趣旨から所得金額500円未満を免税し、且つ所得金額1000円以下のものの特別控除金を増加することを提案した。また、小所得者の負担軽減の趣旨から、酒造税1石を23円に引き上げ、含有酒精分に基く税率を大体的1割5分引き上げ、さらに清酒貯蔵減量に対する免税を認め、更に酒精及酒精含有飲料税率及麦酒税も引き上げることを提案している。これら所得税及酒税の改正について、所得税及酒税の増税につき、政友会・国民党・新政会は賛成し、憲政会は反対した。結局、山林譲渡にかかる立竹木の所得を山林所得に算入する規定を削除するとともに、下層の人々が多く消費する濁酒の増税をやめ、同様に下層の人々が多く消費する焼酎の増税率を引き下げ、味淋及焼酎について含有酒精分に基く税率の程度を引き下げることで決着した。⁽⁴⁰⁾ 所得税及酒税につき、当時盛んに主張されるようになった社会政策的考慮を行ったものである。⁽⁴¹⁾

「北海タイムス」は、所得税については、あまり言及せず、むしろ酒税の方に言及している。⁽⁴²⁾ でんぶん粕を焼酎原料に利用することを認めたことは、本道にとって喜ぶべきことであるとする。たしかに、玉ねぎや馬れいしょの粕を焼酎原料にすることは、北海道の関係者にとって需要拡大に結びつくことであり、歓迎すべきことであろうが、結局のところ、あまり効果をあげなかった。また、組織変更や腐造のものやもろみを製造場に移転する時に二重課税される虞れがあったことを考えると、⁽⁴³⁾ 酒造税法の改正の方に北海道の人々は関心が強かったのは当然である。酒造家である地主が多数存在し、現に地主会において大いに活動していた酒造家（空知税務署や上川税務署の管内に

も地主会の役員で酒造家の人が存在している。) がいることを考えると、酒税法の方に北海道で関心が強かったのは当然であろう。にもかかわらず、酒造税法(酒精及酒精含有飲料税法, 麦酒税法を含めて)の改正に反対がなかったのも不思議ではある。

それ以外の増税法案や郵便法改正案(郵便料金引上案)には「北海タイムス」はほとんど反応していない。別表に示すように、政党の多くは反対している。⁽⁴⁴⁾たとえば、政友会は、時局の変動が著しく、将来の推移は容易に判断しがたく、改正しても徒労に終るであろうから、時局がおちつくまで待つべきとする。憲政会は、国防計画は不完全であり相応する国防計画の完全な決定を待つべきであるが、現下の状況に照らし緩めることはできないので最小限の国防費を認めるべきであるとする。ただし、国民党及新政会は、通行税廃止案及石油消費税廃止案は、それらの負担は主として下層の人々に帰すにもかかわらず、廃止は一切の人々の間に廃止が限られているものとして賛成を与えている。社会政策的配慮を両党は認めていることになる。こうして、所得改正と酒税改正以外は成立しなかった。その後、石油消費税廃止、通行税廃止、清涼飲料税新設、綿織物消費税免除等は、大正12年及15年に実現することになるが、勝田蔵相達は、それらを早目に実現しようとしたことになる。もっとも、これらの廃止も、その後、物品税法にとりこまれたり、復活したりしており、何とも評価しえないところがある。

⑥地価問題の実行

(イ)地価問題は、大正7年大蔵省令第2号と地種変更免租年期に関する法律の制定によって、一段落した。けれども、結果はその実行如何によって左右されることは明らかである。

「明治大正財政史」第6巻は、地種変更免租年期に関する法律の結果を表で示すことによって地価問題をしめくくっているが、⁽⁴⁵⁾現場は混乱した。

昭和2年始めには、地種変更免租地は北海道特別免租地の約8%を占めている。その6割が田であり、宅地は1,852町歩にすぎない。北海道免租地及地種変更免租地あわせて、127万5039町余、30万8079筆に及ぶのであり、たい

へんな作業であったのである⁽⁴⁶⁾ (別表 2 参照)。昭和 2 年の有租地が、169 万 8988 町歩、731,259 筆であるのに比して、それは、筆数は少いものの段別は上回っている。また、「北海タイムス」によれば、大正 8 年 6 月末 (一部は 9 月にずれこむ)⁽⁴⁷⁾ に終わった地価調査は、前年度に比して 2 倍、北海道特別免租地及地種変更免租地の 1 割に達した。大正 6 年から 8 年にかけての地価査定関連の税務署の事務量の膨大な事務量を、これらの数字は示している。

税務監督局長会議出京中の小島札幌税務監督局長は新聞記者に対し、大正 7 年に地価を設定すべきものは 5 万 878 筆 (昨年設定に至らざりしものを含む。) であること、そのうち空知 99 百筆、小樽 98 百筆、札幌 69 百筆、上川 54 百筆、函館 37 百筆と、特定の署に多いこと、宅地価の査定を行うところは 7 千筆であること、地価調査委員会は 5 月 15 日までに互選して成立をとげ、6 月に開会 (秋にも 1 回開会) の予定で来年以降は年 1 回開会の予定であることを明らかにした⁽⁴⁸⁾。

また、「田畑・宅地・山林・牧場」の有租地計は、大正 5 年初から大正 8 年にかけて 3 倍になっており、有租地が大幅に増えている (別紙 2)。小樽・上川・空知・河西の地価調査筆数が圧倒的であることを考えると、その 4 署の増えた段別が多いことは推測できる。だからこそ、この 4 署で地価問題が大きかったことが、うなずける。

(ロ)地種変更免租年期に関する法律案が修正をうけたものの、大正 7 年 5 月 25 日に法律第 43 号として公布され、さらに、同日に大蔵省令 23 号が発布された。法律的に発布の日より 60 日以内の免租届が必要でありさらに、大蔵省令により税務署長への申請届出が必要であることになったことから、連合協議会ら地主会の委員が札幌税務監督局長を訪問した際、その期限内に届け出るよう税務監督局は注意をしている。それによれば、7 月 22 日までに税務署に到着せざれば効力なきこと、書留によることが確かであること、未開地処分法による免租期間中にあるものでも発布の日より 60 日以内に届け出るべきこと、不完全な申請も労費を計算して期間中に到着するよう届け出るを可とすべしと、札幌税務監督局は指導している。このように、大蔵省は、行政裁判所の

判例に従って厳格に対応する方針である。しかも、税務署は地価調査会での議論百出を避けるためには綿密な調査が要求されるところであるが、定員は増えず、物価騰貴による辞職者が多く定員をほとんど充足していないため、既に税務署は非常に多忙であったので、職員を10数名募集したほどである⁽⁵⁰⁾（大正7年6月27日、空知税務署の定員は19人から27人に増えた。）。今後、地種変更並に免租年期変更許可申請が続出することが必至であれば、ある程度、厳しく処理せざるを得なかったのである。

北海道地価衡正会は、4月10日すぎに、早くも、「地価調査委員人選に関する意見」を発表した⁽⁵¹⁾。それによれば、官民合同の調査機関を設けて地価設定の公正を期することは希望の第一要件であって、要望するところは本道地価の設定にある。地価調査委員の措置は希望の方便にすぎない。地価の公正を得すには調査委員その人の識見と努力にまたざるをえない。本道の町村は由来的に官権の力が強く、町村長は監督官を背景とする官選の人物にして町村民の意見の意志よりも監督官庁の意を迎合するに汲々としている。そういう町村長にまかせると地価調査委員会は却って地主をしばることになりかねない。委員候補の人選に意を払い、事理に明るく土地の状況に通じて身を改めて地主全体の利害の休戚に任ずる骨があり明識の士を代表者に物色し、町村長・戸長をして地主多数の意思を尊重する人物を選ばねばならない。選ばれた委員も地主団体と連絡を通じ査定の方針と要件を研鑽攻究しなければならない。小島局長は委員は地主の公選たるべきもので公平練達の人物を希望しているが、調査委員の人選は地主の権利に帰すべきものであるとする。これらの主張は、調査会及調査委員の性格について、官側の意見と異にしており、今後の動きにおける混乱が予測された。とにかく、地主会としても、町村あたり1名を選出するように努力してみるべきであり、やってみなければならぬ⁽⁵²⁾としていた。その頃、地主会の代表は盛んに小島札幌税務監督局長を訪問し陳情していた⁽⁵³⁾。

地価調査会委員中町村長の推薦すべき者は4月下旬から発表されはじめ、5月から順次互選された。互選は、寿部署では5月2日におこなわれたほか、

上川署・空知署 (8日), 札幌署・宗谷署 (10日), 函館署 (11日), 釧路署 (12日), 浦河署 (13日), 網走署・室蘭署・増毛署で行われたことなど, 全署で誰が当選したかについて, 「北海タイムス」は詳しく報じている。⁽⁵⁴⁾ 互選の状況をみる限り, 各地で相当激しい争いがなされた。なお, 互選は根室税務署における5月20日が最終であった。

おりから, 全管税務署長会議は, 5月22日に開始されたが, 新施行の戦時利得税と地価調査会のため5月24日まで延長されている。この税務署長会議は, 連日, 午後8時・10時頃まで開催されている。⁽⁵⁵⁾ これに対し, 札幌・空知・上川・後志・河西管内の地主会連合会代表及有志によって, 4月29日に協議会が発足した。これに地主会側が相互に連絡しあい, 統一の方針の下に妥当な査定をさせようとしたものである。⁽⁵⁶⁾ この会議では, (イ)互いに連絡と統一を図ること, (ロ)諸般の事務は当分の間北海道地価衡正会に一任されることのほか, なるべく全道に亘ってその均衡公平を保つことが申し合わせられている。この協議会は, 6月7日に地価連合協議会となっている。⁽⁵⁷⁾ この連合協議会は, 次第に重味をしめしていく。

第1回宅地調査委員会は6月6日現在, 函館・檜山・寿都・増毛・宗谷・浦河・網走・釧路・根室においては特に問題なく終わっている。他方, 各税務署長も, 隣接税務署へ出張し, なるべく全道の公平をとるようにつとめると報じられている。⁽⁵⁸⁾ 税務署側も, 公平を保つよう努力している。

各税務署の地価調査委員は, 地価調査会が開会されて以来, 税務当局の提案に関し, 熱心な調査研究を行っている。この中で, 旭川の宅地で税務署が90銭, 調査委員が60銭とする事例がおき, さっそく札幌税務監督局長に陳情をしている。このような例は一例にとどまらない。⁽⁵⁹⁾ また, 7月には物應元博空知税務署長は室蘭税務署長に異動した。⁽⁶⁰⁾ 物應空知税務署長は, 3年8ヵ月の在勤は18年間の税務生活に匹敵するとともに, 8月の第2回調査会を機に円満に辞任したきものだと, 述懐している。

大正7年7月には, 大蔵省主税局の庄田梅吉事務官が来札し, 地租状況を視察している。⁽⁶¹⁾ この事務官の来札の目的は, 過去の地価設定状況をくわしく

視察して将来の地価設定の参考にするとともに、他日に地価修正等の必要がおこった場合の資料に供するという目的であるとしている。そして、7月9日・10日は札幌税務監督局の監督官や札幌税務署長・小樽税務署長・室蘭税務署長・空知税務署長・上川税務署長とともに、札幌管内の手稲村を視察し、翌7月11日には税務監督局庁舎において協議会を開いている。黒田参事官が来道してきた場合と異なり、庄田梅吉事務官の場合は、調査した結果・行動は他には出てこない。しかし、ここにあげられた税務署には出かけたのではないか。このときの視察により集められた資料が、大蔵省と10月19日頃、急に出京を命じられた小島税務監督局長との会議⁽⁶²⁾に生きたことが推察することができる。局長出京のきっかけとなったのは、空知税務署の管内での納税者側との見解のズレにあったのである（地主会側が、すぐに上京したり税務監督局長や大蔵大臣、主税局長に政治的に働きかけるという行動が、何故ここまで盛んになされたのか、不詳である）。

大正7年8月に12税務署長が異動したこともあり、しかも所得税調査も同一時期にあたったこともあり、9月になって田畑地価調査委員会は再開した⁽⁶³⁾。おおむね、9月5日から再開されたが、浦河税務署は9月3日、上川・河西税務署は9月10日、空知税務署は9月11日に再開した。そして、おおむね9月25日までに終了した。大正7年度は、一応9月末に終了したようである。（その中で、9月17日の連合協議会の決議が実際の会議において多くの地域で受け入れられたようである。）

これらの地価調査会において問題になったのは、地価の範囲、基準の額、本土との比較、一貫等級表の存在という点であった。まず、「北海タイムス」は、「時言」の中で従来の田畑の地価の平均は5円11銭であるが、これは税務当局が勝手に付けたもので標準とするに足りぬ、しかも接近する青森が4円50銭であるのにこれより高いものは錯誤にはかならない。一時的な時局の好景気に眩惑されてはならぬとする。これは、地主会の誰かが執筆したもの⁽⁶⁴⁾であろうことは、「北海タイムス」の歴史、構成員からして、明らかである。

さらに、空知の調査委員は、ドイツの学者の調査方式にならって、新しい

方式を提案するとともに、算法の基礎を「収入金」でなく「収穫量」におくことを主張する。⁽⁶⁵⁾そして、算法の算定の基礎とするのは税務当局がとるのは、経済事情に支配され、所得税の調査と同一形式をとるもので、永久的の地価設定の基礎とするのは不当であるとする。地価の標準として、ドイツの学者の示す方式に則り農科大学において空知管内に適応するよう修正をしたものを1等(96点以上)から14等、それ等外(40以下)にわけ、特殊のものを特等としている。

さらに、地価問題の中心的人物である松實喜代太は、大正7年8月31日から9月8日まで「地価問題に就て」と題する論説を「北海タイムス」に連載し、地主会側の主張を整理している。⁽⁶⁶⁾松實喜代太は、この連載の中で、①一層斟酌基準を増やすこと(田は76.4%、畑90%)、②乙竹局長も訪問の際に田は平均1反13円55銭、畑5円45銭と設定する方針なりと答えていること、③一貫等級表は大蔵省から認可を得たといいつながら、伊藤廣幾氏の依頼により空知管内に一貫せる等級を作成して示したにすぎないと変言していること、④北海道地価設定当時の計数にもともと誤りがあること、⑤一貫等級表の最低は低下を要すること、⑥調査委員も問題の本質を十分に理解していないことを、主張する。そして、田は1反平均6円ないし7円であり最高は10円を超過せざること、畑は1反平均2円50銭ないし3円にして最高は5円を超過すべからざると、主張している。

これらの地主会側の主張が整理されていく中で、連合協議会と税務監督局の間で合意が整理する。⁽⁶⁷⁾しかし、この妥協で問題が解決したのではないことは、職権更正も行われたほか、10月の局長の出京、次年度以降においても紛争が続くことから、明らかである。

この妥協は、大正7年9月23日、伊藤廣幾(空知)、友田文次郎(上川)、櫻井良三(空知)、岡田伊太郎(札幌)、木原太三治(上川)、安孫子庄七(札幌)と小島誠札幌税務監督局長との間において行われた。岩野長蔵(寿部)は24日に出札した。笠島貞治(小樽)は欠席している。9月23日の協議は、午前10時頃から始まり、午後4時半まで要したという。この結果、普通

畑の最高を7円と基準となすこと、市街接近の畑地については其に準じ穏当に処理することになった。この妥協は、連合協議会は各調査委員に打電し、札幌税務監督局は各税務署に打電したという。

この妥協は、玉虫色だったのではないか。さもなければ、空知税務署の職権決定に対し、櫻井・伊藤・青木の三人が出京し、大蔵当局に訴えたことは、理解し難い。⁽⁶⁸⁾「北海タイムス」は、沼見村・砂川村・浦臼村・北村・夕張町・角田村のほとんど全部の畑地については調査会の修正通り決定したのに対し、その他は無視し種々決定通告したという。空知税務署の具体的資料が入手できないので確認できないが何らかの事情があったことは確かである。

この空知税務署管内の地価査定は管内26ヵ町村の内約3分の2について署の査定と調査委員の応答が相違していると小島札幌税務監督局長も認めている。⁽⁶⁹⁾小島札幌税務監督局長は、署長の査定の不当を調査し、その上調査委員との調停を図り、それでも万一容易水解せざるときは、土地の実地調査をなすことを明らかにしている。また、小島札幌税務監督局長は、上京中の打合せの重要案件は地租変更及免租年期に関する法律の施行方であるとしており、地価問題が入っていることを示唆している。

なお、地租変更及土地免租年期に関する法律の施行方について、小島札幌税務監督局長は、各署の調査を全部取りまとめた上全道を通して公平なる標準を立てて決定すること、20年・15年・10年・5年等のごとく4～5階級に大別して年期を決定すること、本年度における免租申請件数は1万件余であることを明らかにしている。これだけ申請があつては、札幌税務監督局長が言うごとく、各税務署は非常に混雑をきわめていたのであり、その中で地価調査と査定をすすめていたのである。

⑦大正7年の日本及び北海道の状況

黒田参事官の来道の際は、黒田参事官の到着から離道まで詳細に報道したのに、庄田梅吉事務官の場合は、報道がほとんどなされないのは何故か。又、地種変更免租年期法は、成立まで詳細に報道されながら、成立後の運用については報道が少ない。これらの疑問については、社会情勢の変化が大きいと、

言わざるを得ない。

既にのべたように、大正7年(1918年)は、1月8日にウイルソン米大統領が「平和のための14ヵ条」を発表し、新国際秩序の構築を呼びかけた。

すでに、前年(大正6年)に勃発していたロシア「11月革命」は全世界に衝撃を与え、大正6年12月末に英仏が日米にウラジオストック派兵を提案し、日本も居留民保護を口実に、ウラジオストックに軍艦2隻を1月12日派遣したこともあり、世の中の変化を国民に感じさせたようである。⁽⁷⁰⁾

ロシアの中から分離独立をすることが相つぐ中で、4月4日にウラジオストックの日本人経営の「石戸商会」が襲撃されると、ただちに日英両国の陸戦隊がウラジオストックに上陸した。5月14日に、休戦のためシベリア鉄道を東進中であったチェコ軍団とソビエト・ロシア軍が衝突したため、連合国軍事委員会が米政府に干涉軍の派遣を要請し、それを受けた米側の提案により、8月2日、寺内内閣は「シベリア出兵」を宣言する。すでに、5月16日に北満州方面への出兵の地ならしをすませていた陸軍は9月には進撃を開始し、秋までにバイカル湖以东の東部シベリア3州を制圧した。これらの出兵により、軍事費は膨張し、国家予算の51%を超えるに到った。これについて大論争が国内にまきおこったが、「シベリア出兵」は大正11年10月まで続いた。

他方、大正6年の末から米価が高騰したのに加え、買いしめに対し農商務省が戒告処分をしていたが、大正7年7月中旬富山湾沿岸(明治以来の米騒動の多発地域)で米積出反対の抗議行動が全国に波及した。発端となった米の積み出しは北海道への積み出しであっただけに「米騒動」は、北海道でも多大の関心を呼んだ。この「米騒動」は、政府や資本家に批判的な大手・地方新聞の影響もあって、大正7年12月まで続く。そして、賃上げストライキに飛び火し、当時の大商社、鈴木商店にまで波及する。⁽⁷¹⁾

寺内正毅内閣は、米騒動によって9月21日に総辞職し、原敬内閣が誕生する。⁽⁷²⁾この経緯については多くの研究や出版がなされている。原内閣は、シベリア派遣軍を2万5千人にまで減らすことを決定したが、前述のように各国

の中で最大の出兵であることは、確かであった。

これらの激動期にあって、地価問題に対する関心が薄れていくのは無理もない。大正7年11月にはドイツ革命がおき、第一次世界大戦も終了した。これにより、第一次世界大戦後の税制整理と社会改革へと関心は移っていく。来るべき税制整理は、日本社会の大変革を前提にした大改革への課題を背負うことになった。

- (1) 「栗山町史」(平成元年)第1巻(以下、「栗山町史」という)440頁～441頁。
- (2) 「栗山町史」436頁～445頁, 588頁～594頁。
- (3) 「栗山町史」438頁～439頁。
- (4) 北海道庁空知支庁編さんの「空知支庁管内拓殖一班」(大正7年)149頁は、当時の町村財政の概要を示している。それによれば、時局の影響は、空知支庁管内町村にも好況をもたらし、一般の生産事業及商工業も勃興し、地方の開発も進んでいる。これに伴って、町村において施設経営すべき事業が増加し、町村経費も大幅に増加している。このため、町村税は大正5年度から大正6年度にかけ、大幅に増加したのである。

	町村税総額	一戸当たり負担額
大正5年度	50万78百円	10円13銭7厘
大正6年度	57万5千円	10円99銭5厘
上昇率(%)	13.2%	8.46%

これによれば、1年あまりで、町村税の総額は13%増加し、一戸当たり負担額も8%あまり増加している。地租関係だけではないといえ、基幹税である地租関係の諸税は、大幅に増加したわけで、住民の反発も強かったはずである。とはいえ、町村税負担は北海道の町村の平均額を下回っている。

他方、町村基本財産の総額及収益は、江部乙村が町村基本財産の総額をもって負担の軽減をなしうる状態にあるほか、角田村及十津川村も近く所期の額に達すべき状態にあるのみで、その他の町村は、これらの町村のレベルには遠かったという。それならば、町村長の立場は微妙なものがあったといえよう。

- (5) 「北海道開拓功労者関係資料収録」(以下、「北海道開拓功労者関係資料収録」という。)(北海道立図書館収蔵資料)173頁。
- (6) 「阿部宇之八伝」(昭8)(以下、「阿部宇之八伝」という。)(阿部宇之八傳記刊行會)。
- (7) 「阿部宇之八伝」346～352頁。
- (8) 「阿部宇之八伝」353～355頁。

- (9) 「阿部宇之八伝」81～85頁。
- (10) 「北海道開拓功労者関係資料収録」176～177頁。
- (11) 大正7年1月20日付「北海タイムス」, 「地價衡正問題消息」。
- (12) (11) に同じ。
- (13) 大正6年10月21日付「北海タイムス」, 「憲政支部總會」及「若槻總務と車中に語る——小澤駅に出迎へて」。
- (14) 大正6年11月4日・5日・6日付「北海タイムス」, 「本道地價問題——道會に於る俵長官の言明（上・中・下）」
- (15) 大正6年12月18日付「北海タイムス」, 「地價衡正有志會——昨日豊平館に協議會開催」。
- (16) 大正6年12月21日付「北海タイムス」, 「増税予算の説明——大蔵大臣勝田主計氏談」このマイクロフィルムは非常に不鮮明である。「明治大正財政史」第7巻217頁～220頁。
- (17) 「明治大正財政史」第6巻215頁～223頁。
- (18) 「明治大正財政史」第6巻810頁～812頁。
- (19) 「明治大正財政史」第6巻807頁～
- (20) 大正7年1月26日付「北海タイムス」, 「本道地價問題」, 大正7年1月27日付「北海タイムス」, 「地價問題談片」。
- (21) 大正7年2月15日付「北海タイムス」, 「議會便——道論の勝利——地價問題解決」
- (22) 大正7年1月27日付「北海タイムス」, 「本道関係豫算——田畑地價調査鐵道建設豫算」。
- (23) 「明治大正財政史」第6巻816頁～824頁。なお、庄田梅吉は、副司税官として両国税務署長をつとめたあと、主税局事務官となった。こうした異動は、現代の消費税においても見られる。
- (24) 「明治大正財政史」第6巻821頁。
- (25) 「帝國議會衆議院議事速記録34」東京大学出版会, 173頁～174頁。
- (26) 大正7年2月21日付「北海タイムス」, 「本道免租年期法案——地種變更に関する」, 「地租免租案」。大正7年2月25日付北海タイムス「地種變更免租の委員會」。
- (27) 大正7年2月23日付「北海タイムス」, 「本道免租案委員會——第2回委員會」。
- (28) 大正7年3月1日付「北海タイムス」, 「本道地種免租法案——委員會は懇談會」。
- (29) 大正7年3月2日付「北海タイムス」, 「地種變更免租延長」。
- (30) 「帝國議會貴族院議事速記録34」東京大学出版会, 181頁～182頁。
- (31) 「帝國議會衆議院議事速記録」東京大学出版会344頁。大正7年3月2日付「北海タイムス」, 議會便——地價法鐵道案」。
- (32) 平成4年4月9日付「北海タイムス」——「道諸問題（三）——免租地特免」。
- (33) 「帝國議會貴族院議事速記録34」東京大学出版会, 306頁～307頁。
- (34) 大正7年3月26日付「北海タイムス」, 「地種變更免租年期法案——貴族院と本

法案」。

- (35) 仁尾惟茂は、主税局課長や参事官を歴任し、約4年間の専売局長を経て、貴族院議員となった。帝国大学卒業生ではない。
- (36) 西尾林太郎「大正デモクラシーの時代と貴族院」成文堂、平成17年2月。
- (37) 「明治大正財政史」第6巻215頁～228頁。
- (38) たとえば、大正6年12月21日付「北海タイムス」、「増税豫算の説明」。大正6年12月27日付「北海タイムス」、「議會招集——国防と増税」。
- (39) 「明治大正財政史」第6巻220頁～226頁。
- (40) 「明治大正財政史」第6巻218頁～226頁。「政友」217号の「第40議會報告書」。
- (41) 大村巍「大正年代の税制と社会政策の加味」、税務大学校論叢8号242頁以下。
ただし、大村論文では、大正9年に設けられた臨時財政経済調査会の審議を中心として税制整理論が活発に論じられてからであり、社会政策的税制という言葉が公式に使われるようになったのは大正9年からであるとする。
- しかし、大正7年の税制改正における政府側の説明は、まさに社会政策的考慮そのものである。これは、大正4年における社会政策学会の第9回大会で行われた「社会政策より見たる税制問題」が大きく影響していたことを示している。また、「政友」216号で、政友会税制案特別委員長は、「社会政策」という言葉を用いて、税制案の審議状況を説明している。
- (42) 大正7年4月7日付「北海タイムス」、「道諸問題（一）——提案解決・主張貫徹」。大正7年2月13日付「北海タイムス」、「酒造税改正案」。大正7年3月9日付「北海タイムス」、「酒税両院通過」。
所得税について、大正7年3月29日付「北海タイムス」、「所得改正内容」。大正7年3月10日付「北海タイムス」、「所得改正影響」。
- (43) 大正7年3月14日付「北海タイムス」、「酒造税法改正請願」。
- (44) 「明治大正財政史」第6巻223頁～228頁。
- (45) 「明治大正財政史」第6巻815頁～816頁。
- (46) 「明治大正財政史」第6巻816頁。「税務統計書（昭和3年版）、札幌税務監督局、118頁～136頁。
- (47) 大正8年6月9日付「北海タイムス」、「地價調査筆数前年度の役2倍」。
- (48) 大正7年5月2日付「北海タイムス」、「地價調査會の開始——酒税三百万円が横綱格」。
- (49) 大正7年6月9日付「北海タイムス」、「免租届出注意——委員 局長訪問」。
大正7年8月12日の「北海タイムス」にも、「地價調査陳情」という記事がある。そのほか10月14日付にも当局訪問の記事がある。「地價問題運動——委員長当局訪問」。
- (50) 大正7年5月30日付「北海タイムス」、「税務署の繁忙」。大正7年6月14日付「北海タイムス」、「税務委員募集」。
- (51) 大正7年4月14日付「北海タイムス」、「地價設定委員問題——衡正會の意見發表」。

- (52) 大正7年4月15日付「北海タイムス」, 「旭川の諸問題——中央に於ける」。
- (53) たとえば, 大正7年4月21日付「北海タイムス」, 「地主會代表者の訪問」。
- (54) 「北海タイムス」は次の標題で報じている。
 - 「調査會互選員」大正7年5月1日付, 5月7日付, 5月8日付
 - 「調査委員」5月9日付
 - 「調査委員當選」5月11日付, 5月16日付, 5月18日付
 - 「調査委員候補者」5月11日付
- (55) 大正7年5月の「北海タイムス」。とくに23日付の「稅務署長會議」, 25日付「署長會議終了」。
- (56) 大正7年5月25日付「北海タイムス」, 「地價衡正問題——29日協議會」。大正7年5月30日付「北海タイムス」, 「地主並有志會——地價設定協議」。
- (57) 大正7年6月8日付「北海タイムス」, 「地價連合協議會——連合調査會組織」。6月9日付「北海タイムス」, 「地價協議會再報」。
- (58) 大正7年6月7日付「北海タイムス」, 「地價調査狀況」。
- (59) 大正7年6月22日付「北海タイムス」, 「調査委員奮起」。
- (60) 大正7年7月10日付「北海タイムス」, 「物應署長談」。
- (61) 大正7年7月20日付「北海タイムス」, 「手稲地視察」, 「地租視察目的」。
- (62) 大正7年10月14日付「北海タイムス」, 「地價問題消息」大正7年10月20日付「北海タイムス」, 「地價問題の解決——上京委員の陳情」。
- (63) いずれも, 「北海タイムス」による。大正7年9月7日付「地價調査狀況」, 大正7年9月14日付「上川地價調査」, 大正7年9月13日付「空知地價調査——調査會の主張」, 大正7年9月26日付「地價調査經過——稅務監督局と連合調査會の妥協」。
- (64) 大正7年9月6日付「北海タイムス」, 「時言——地價設定に就き」。
- (65) 大正7年9月19日付「北海タイムス」, 「空知地價調査——調査會の主張」。
- (66) 「北海タイムス」に, 「地價問題に就て」と題する論説を次の日に連載している。大正7年8月31日, 9月2日, 9月3日, 9月4日, 9月5日, 9月6日, 9月7日, 9月8日(結論)。
- (67) 大正7年10月17日付「北海タイムス」, 「地價問題陳情——職權權決定不當」。
- (68) 大正7年11月9日付「北海タイムス」, 「小島局長の談」。
- (69) 「日銀20世紀——大正7年」, 講談社, 平成10年, 2頁~5頁。
- (70) 「日銀20世紀——平成7年」, 講談社, 昭和10年, 6頁~9頁。
- (71) たとえば, 有馬学『『國際化』の中の帝国日本』, 中央公論新社, 156頁以下。

別表1 大正7年1～3月の審議状況

	政府増収計画	立憲政友会
歳出	海軍—8・6艦隊完成（6年間） 陸軍—実力強化（16年計画）	容認
歳入	国債償還額を2000万円に減（8年度より） [6年度中に専売益金増収] 前年度剰余金より2660万円くり入	
	通信収入増収	否認
	織物消費税—メリヤス・フェルトにも課税	否認
	清涼飲料税（創設）—炭酸ガス含有飲料	
	通行税——廃止 石油消費税—廃止	
	砂糖消費税—飴にも課税 自家用醬油税（制限石数を「5石以下から7石以下」とする）	
	所得税（増税） <ul style="list-style-type: none"> — 1種……2割以上 — 2種……社債5割以上 — 3種……約2割以上 — 所得500円未満免税 — 所得1000円以下特別控除増 — 最高累進率の階級を引上 	容認
	酒税 酒造税……（約15%up）1石当たり20円→23円 含有酒精分にもとづく率を改正 清酒貯蔵減に対する免税を認む 酒精及酒精含有飲料税……若干引上 麦酒税……1石10円を12円に	容認
戦時利得税 1種所得—20% 3種所得（俸給を除く）15% 船舶・鉱業権等の売却収入（個人利得3000円以下のみ免税）	容認	

憲政会	国民党・新政会	成立状況	備 考
容認	容認	可決	
償還の減額を容認	否認	予備金の減 前年度くり入金が増	
否認	否認	不成立	
	否認	不成立	織物消費税 ……大15.3廃止 清涼飲料税 ……大15.3新設
	容認		通行税 ……大15.3廃止 石油消費税 ……大12.3廃止
	否認		
	容認	修正可決 竹木の所得を山林所得 にふくめない。	
		修正可決 濁 酒……すえおき 焼 酎)……酒税を軽減 みりん	
	容認	容認	修正可決 利得3000円以下免税

別表2 昭和2年の免租地の状況

			田	畑	宅地	池沼
A (昭和2年)	北海道 特別 免租地	段 別 (町)	1,439	450,222	1,335	3
		筆 数 (筆)	1,311	157,268	12,449	5
	地 種 変 更 免租地	段 別 (町)	81,454	21,907	517	—
筆 数 (筆)		47,283	5,866	5,870	—	
合 計	段 別 (町)	82,894	472,129	1,852	3	
	筆 数 (筆)	48,594	163,134	18,319	5	
B (昭和2年)	有租地	段 別 (町)	18,879	394,530	8,430	51
		筆 数 (筆)	26,452	341,725	144,555	11
C (大正8年1月1日)	有租地	段 別 (町)	8,183	68,065	4,276	(17)
		筆 数 (筆)	13,033	109,579	76,482	(32)
	総 数	段 別 (町)	70,874	395,191	略	略
		筆 数 (筆)	8,183	68,063		
有租地割合 (%)		11.6	17.2			
有租地割合より推計した総数一段別		(610,982)	(2,297,622)			

別表3 「北海タイムス」大正8年6月29日付による
地価調査 (署別)

修了	札幌	420	修了	室蘭	2,041
	函館	2,240		浦河	982
	桧山	2,142		網走	1,459
	寿都	1,876		釧路	1,167
	小樽	5,230		河西	4,133
	空知	3,622		根室	1,228
	上川	4,957		計	37,879筆
	増毛	1,416		(空知・河西に8年9月に)	
	宗谷	1,181		調査予定の約5千筆を含む)	

山林	牧場	原野	雑種地	計
132,648	362,548	220,790	2,170	1,171,160
12,842	25,740	36,033	3,412	249,060
—	—	—	—	103,879
—	—	—	—	59,019
132,648	362,548	220,790	2,170	1,275,039
12,842	25,740	36,033	3,412	308,079
887,528	101,638	283,161	4,768	1,698,988
63,807	4,825	117,555	99	731,259
380,520	4,659	16,283	2,731	484,734
9,188	401	10,102	21,038	239,915
507,724	37,832	略	略	
380,520	4,658			
74.9	16.7			
(677,869)	(226,538)			

出典：A「明治大正財政史」第6巻816頁

B「税務統計書」(昭和3年版)札幌税務監督局

C「殖民公報113号」

備考：各項目はすべて単位未満切り捨

()は推定